

令和7年度富山県除雪オペレーター育成支援事業費補助金募集要項

富山県土木部道路課
令和7年3月31日

1 対象となる事業等

県が管理する道路を除雪するための、新たな大型特殊免許の取得及び除雪機械安全施工技術講習会の受講を対象とします。

2 対象となる企業

県が管理する道路を除雪する企業のうち、新たに大型特殊免許を必要とする除雪作業に従事するオペレーター（令和7年4月1日時点で49才以下）が在籍する企業を対象とします。

3 補助の内容

(1) 補助率 対象経費の1/2以内

(2) 限度額 1名につき5万円とし、予算の範囲内で補助する。

(3) 補助の対象となる経費

令和7年4月1日から富山県道路除雪対策本部が開設される日の前日（令和7年度は11月13日）までの間に支出された次の①②の補助事業に係る実費についてのみ補助します。

① 大型特殊免許の取得

② 除雪機械安全施工技術講習会の受講

ただし、下記(ア)から(ウ)については補助しません。

(ア) 免許取得及び講習会受講にかかる旅費及び交通費

(イ) 仮免試験料、仮免交付手数料、運転免許申請料及び技能試験料

(ウ) 延長・補習教習料

なお、①または②のみを申請することも可能ですが、富山県道路除雪対策本部が開設される日の前日（令和7年度は11月13日）時点で両方を取得（受講）済の場合のみ補助します。

また、他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象となりません。

4 補助金交付の条件

補助対象となったオペレーターは、補助金を受けた企業で県管理道路の除雪（大型特殊免許を必要とする作業に限る）を交付年度から起算して3年以上続けること。

5 募集期間

令和7年6月2日（月）～6月30日（月）

6 補助金の交付決定までの手続き

「富山県除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）第6条の規定により、道路課雪対策係に、交付申請書を提出してください。

申請は先着順で受付し、申請額の累計が予算額に達し次第、募集期間中であっても受付を終了します。

交付決定以降の手続きについては、要綱に定められていますので、必ずご確認をお願いいたします。

7 お申込み・お問合せ窓口

富山県土木部道路課雪対策係 TEL 076-444-3315